

障害者更生相談所非常勤医師設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市特別職非常勤職員に関する要領（4川総雇第74号）第26条の規定に基づき、同要領その他別に定めるもののほか、川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例第6条及び第20条に規定する障害者更生相談所として行う業務に係る診察等に従事する非常勤職員の医師（以下「非常勤医師」という。）の職務、勤務条件等に関し、必要な事項を定める。

（職の設置）

第2条 非常勤医師の職の名称（設置場所・診療科）及び定数は、別表第1のとおりとする。

（職務）

第3条 非常勤医師の職務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 診察（訪問審査を含む。）
- （2） 判定会議又は評価会議への出席
- （3） 医学的判定
- （4） 更生医療又は補装具等に係る判定
- （5） 随時の医学的助言等
- （6） その他相談及び判定のために必要なこと

（職務の原則）

第4条 非常勤医師は、次に定めるところにより職務を行わなければならない。

- （1） 相談者の人格、プライバシー等を侵害する恐れのある行為をしてはならない。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(3) 個人情報については、関係法令の定めるところに従い、適正に取り扱わなければならない。

(4) 総合リハビリテーションセンター所長、同副所長、南部地域支援室長、中部地域支援室長及び北部地域支援室長（以下「所・室長」という。）並びに関係職員と常時緊密な連携を保持しなければならない。

（非常勤医師の要件）

第5条 非常勤医師は、次の要件をすべて満たす者でなければならない。

(1) 医師の資格を有する者

(2) 人格、識見に優れ、社会福祉に対する理解と熱意とを有する者

(3) 心身とも健康である者

（職務の形態）

第6条 非常勤医師の月間の勤務日数は、原則として4日以内とし、勤務日については、毎月所・室長が定める。

2 所・室長は、緊急の判定等必要があると認めるときは、非常勤医師に対し、別表第1の設置場所以外の適切な場所において、その職務を行うことを命ずることができる。

3 前2項に規定する非常勤医師の勤務は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間のうち、業務に必要な時間とする。

（休日）

第7条 次に掲げる日は、休日とし、非常勤医師は、原則として勤務を要しないものとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に該当する日を除く。）

(報酬)

第8条 非常勤医師の第1種報酬の額は、別表第2のとおりとする。

(第1種報酬の減額)

第9条 非常勤医師が実際に勤務した日数（有給の休暇を取得している期間は、実際に勤務した日に含める。以下同じ。）が所定の勤務日数（以下「勤務日数」という。）に満たない月においては、勤務日数から実際に勤務した日数を控除した日数に1日当たりの報酬単価50,200円を乗じて得られた額を第1種報酬の額から減ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、死亡による退職の場合は、全額を支給する。

(委任)

第10条 その他この要綱の施行について必要な事項は、その都度健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(障害者更生相談所医師非常勤嘱託員設置要綱等の廃止)

2 障害者更生相談所医師非常勤嘱託員設置要綱、井田障害者センター特別職非常勤嘱託員設置要綱及び百合丘障害者センター特別職非常勤嘱託員設置要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 6 条関係）

職の名称（設置場所・診療科）	定数
南部地域支援室非常勤医師（整形外科）	1
南部地域支援室非常勤医師(リハビリテーション科)	3
南部地域支援室非常勤医師（耳鼻咽喉科）	1
南部地域支援室非常勤医師（精神科）	3
中部地域支援室非常勤医師(リハビリテーション科)	2
中部地域支援室非常勤医師（精神科）	5
北部地域支援室非常勤医師(リハビリテーション科)	3
北部地域支援室非常勤医師（精神科）	3
総務・判定課非常勤医師（眼科）	1
総務・判定課非常勤医師（内科）	1

別表第 2（第 8 条、第 9 条関係）

勤務日数	第 1 種報酬	
	種別	金額
月 1 日	月額	5 0 , 2 0 0 円
月 2 日	月額	1 0 0 , 4 0 0 円
月 3 日	月額	1 5 0 , 6 0 0 円
月 4 日	月額	2 0 0 , 8 0 0 円